

平成 28 年 3 月 25 日
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」の
制定及び「沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領」の一部改正について

みだしのことについて、適正な利益の確保や人材育成等のため、沖縄県建設業審議会の
答申に基づき、沖縄県財務規則の改正が行われたことから、下記のとおり最低制限価
格及び低入札調査基準価格を取扱うことになりましたので、お知らせします。

また、平成 27 年 8 月に行いました沖縄県知事から沖縄県建設業審議会議長への諮問及び
沖縄県建設業審議会議長から沖縄県知事に平成 28 年 1 月に行われました答申書を参考まで
に掲載します。

記

1. 改正内容について

- (1)算定式 「一般管理費等の額×0.60」 → 「一般管理費等の額×0.70」
- (2)範 囲 「予定価格の 100 分の 70 から 100 分の 90 までの範囲内」 → 「予定価格の
100 分の 70 以上」

2. 要領について

(1)「沖縄県土木建築部が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」の制定
[http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/pdf_kishu/pdf_kishu/k30_minimum-limi
t-jijjiyouryou.pdf](http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/pdf_kishu/pdf_kishu/k30_minimum-limit-jijjiyouryou.pdf)

(2)「沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領」の一部改正
http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/pdf_kishu/K08_teikakaku.pdf

3. 施行時期 平成 28 年 4 月 1 日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用

建設工事における最低制限価格の見直しについて（諮問）

沖縄県建設業審議会設置条例（平成20年12月26日条例第47号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項 「建設工事における最低制限価格の見直しについて」

2 諮問の趣旨

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注防止を図ることを目的として設定されています。

県においては、平成22年度の沖縄県建設業審議会での答申及び沖縄県財務規則に基づき現在の運用を行っておりますが、今後、適正な最低制限価格のあり方を検討するため意見を求めるものであります。

平成27年8月27日

沖縄県知事 翁長 雄志





沖建審第4号
平成28年1月14日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県建設業審議会
会長 大城 郁寛



建設工事における最低制限価格の見直しについて(答申)

平成27年8月27日付け沖縄県諮問土第1号で諮問のあった事項については、下記のとおり議決したことを答申します。

記

- 1 最低制限価格の範囲について
沖縄県が発注する建設工事に係る最低制限価格の範囲を「予定価格の100分の70以上」とすること。
- 2 最低制限価格の算定式について
沖縄県が発注する建設工事に係る最低制限価格の算定式を以下のとおりとすること。
 - ・直接工事費：直接工事費の額×1.00
 - ・共通仮設費：共通仮設費の額×0.90
 - ・現場管理費：現場管理費の額×0.80
 - ・一般管理費等：一般管理費等の額×0.70
- 3 付帯意見
今後、建設業の経営状況の改善が見られない場合においては、最低制限価格等の見直しについて検討を行うものとする。